

計画作成年度	令和2年度
計画主体	栗山町（代表） 夕張市 由仁町 長沼町 南幌町

南空知広域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 栗山町産業振興課農林業振興グループ
所在地 夕張郡栗山町松風3丁目252番地
電話番号 0123-73-7515
FAX番号 0123-73-2160
メールアドレス nouringyoushinkou-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス、キジバト、タヌキ、ヒグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	栗山町、夕張市、由仁町、長沼町、南幌町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
エゾシカ	大豆	31.77	9,453
	小麦	8.55	1,497
	馬鈴しょ	0.64	1,020
	てん菜	4.07	2,613
	かぼちゃ	3.64	4,566
	水稻	6.47	6,823
	メロン	0.17	1,665
	牧草	1.40	455
	デントコーン	3.30	390
	馬鈴しょ（種芋）	1.87	4,936
	その他	2.23	2,228
	計	64.11	35,646
アライグマ	スイートコーン	16.59	17,516
	メロン	0.14	1,439
	すいか	0.02	60
	いちご	0.11	2,561
	りんご	0.02	62
	その他	1.59	4,353
	計	18.46	25,991
キツネ	スイートコーン	8.85	8,722
	メロン	0.05	520
	その他	0.12	379
	計	9.02	9,621
カラス	メロン	0.27	2,776
	その他	0.00	20
	計	0.04	2,796
キジバト	スイートコーン	1.67	1,687
	その他	0.26	76
	計	1.93	1,763
タヌキ	メロン	0.02	200
	いちご	0.01	283
	その他	0.02	12
	計	0.05	495

ヒグマ	デントコーン	0.35	22
	その他	0.00	0
	計	0.35	22

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカは、域内一円に生息しているが、特に夕張山系、馬追丘陵地帯の国有林等で生息し、近隣の農地に出現し農作物を採食している。毎年度相当数を捕獲しているが、現状の捕獲数では、追いつかず、抜本的対策が望まれる。田植え等の植え付け時期から収穫時期までの長期にわたり出没し耕作地の踏み荒らしや、食害が見られるなど、農業被害が出ており、この被害による農業者の意欲減退及び農業所得の減少が懸念されている。</p> <p>アライグマは、捕獲数が近年大幅に増加しており、生息数も激増しているものと推測される。被害は全域に見られ、年々農業者からの駆除依頼も増加しており、箱わなでの捕獲を実施しているが、追いついていない。更に露地野菜から施設野菜へと食害は拡大しており、甚大な被害が見込まれる。</p> <p>キツネは、域内一円に生息し、捕獲数は近年大幅に増加しているが、箱わなでの捕獲が難しいため、生息数は大幅に増加しているものと推測される。農作物被害のほか牛の被害も出てきている。市街地への出没も目立っており、エキノコックス等の病原菌感染等もあり生活環境への被害が懸念されており、対策が求められている。</p> <p>カラスは、移動能力が高いことから、広範囲で被害が出ている状況である。果物や播種した種子、若芽の食害の他、農業施設（ビニールハウス）への被害もある。農作物被害のほか牛の被害や市街地での人への威嚇が増えてきている。</p> <p>キジバトは、移動能力が高いことから、広範囲で被害が出ている状況である。果物や播種した種子、若芽の食害がある。</p> <p>タヌキは、雑食性で野菜や果樹を食すため、露地野菜から施設農作物へと被害が拡大しており、今後も被害が見込まれる。域内の森林や川辺等で生息していたが、近年、市街地への出没もあり、ためふんによる生活環境への懸念もある。</p> <p>ヒグマは、山間地帯で多くの目撃・出没情報が寄せられ、特に受粉時のハチ箱やメロン畑付近で頻繁に出没している。近年は山際の農地や住宅付近にも出没が見られ、住民の生活環境への被害も予測される事から、十分な安全確保対策が求められている。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
エゾシカ 被害面積	64.11 ha	44.87 ha
被害金額	35,646 千円	24,952 千円
アライグマ 被害面積	18.46 ha	12.92 ha
被害金額	25,991 千円	18,193 千円
キツネ 被害面積	9.02 ha	6.31 ha
被害金額	9,621 千円	6,734 千円
カラス 被害面積	0.27 ha	0.18 ha
被害金額	2,796 千円	1,957 千円

キジバト	被害面積	1.93 ha	1.35 ha
	被害金額	1,763 千円	1,234 千円
タヌキ	被害面積	0.05 ha	0.03 ha
	被害金額	495 千円	346 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取り組み	<p>有害鳥獣対策として猟友会の協力を得て、銃器、くくりわな、箱わな等による駆除を実施している。</p> <p>エゾシカ：銃器・くくりわな・ 困いわな アライグマ：銃器・箱わな キツネ：銃器・箱わな カラス：銃器、箱わな キジバト：銃器、箱わな タヌキ：銃器・箱わな ヒグマ：銃器・箱わな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けている農業者からの通報により出動しても、既に移動している場合がほとんどである。 ・出没時間も明け方や銃器の使用できない夕方が多い。 ・銃器による捕獲は、地理的条件によっては安全対策の観点から使用が困難な場合がある。 ・猟友会会員の高齢化や負担の増加により捕獲の担い手が減少し被害を抑制できない。 ・捕獲機材の増加や、老朽化した捕獲機材の更新も必要である。 ・捕獲個体の処理に係る負担が大きい。 ・国有林、道有林など捕獲に制限がある区域が多い。
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>鳥獣被害防止総合対策事業で、金網防護柵を総延長90.6km、電気防護柵を106.3km設置している。</p> <p>また、一部地域において、町単独事業により電気防護柵や威嚇機器を設置している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の整備後、エゾシカの生息域に変化が見られ、未整備箇所からの侵入が見られる。 ・金網防護柵は、管理・修繕に係る負担が大きい。 ・電気防護柵は、一定の効果が見込まれるものの個別柵が多い。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①近隣5市町、農協、猟友会、農業振興公社等で構成する広域協議会において、関係機関と連携を密にし、被害防止に向けて効果的な対策等を推進していく。
 ②捕獲機材を整備する。
 ③狩猟免許の取得支援や技術的な研修会の開催等により、担い手の育成を図る。
 ④鳥獣の生息状況等に関する情報把握に努め、鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
 ⑤生息環境管理の推進を図る。
 ⑥鳥獣被害対策実施隊により効果的な個体数調整を図る。
 ⑦被害防除対策の推進を図る。
 ⑧効果的な捕獲方法を研究し、対策の強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 近隣5市町で構成する広域協議会において関係機関の連携を図り、有害鳥獣による被害発生状況、生息状況等を調査し、効果的な対策を講じることで、農林業被害を最小限に抑制する。
 国有林、道有林については、入林届を提出し捕獲する。
 ① エゾシカ、キツネ、カラス、キジバト、タヌキ～銃器・わなによる捕獲
 ・捕獲については、鳥獣被害対策実施隊が行うか地元猟友会に委託する。
 ② アライグマ～銃器・箱わなによる捕獲
 ・捕獲については、鳥獣被害対策実施隊が行うか地元猟友会に委託するほか、一部農業者が捕獲従事者となり捕獲する。
 ③ ヒグマ～銃器・箱わなによる捕獲
 ・捕獲については、地元猟友会会員から非常勤嘱託員として委嘱する。
 なお、エゾシカ及びヒグマの銃器については、ライフル銃も使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス キジバト タヌキ ヒグマ	・捕獲機材（くくりわな、箱わな）の整備 ・被害防除機材（撃退装置）の整備 ・担い手の育成・確保 ・研修会の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカについては、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、1,800頭を目標とする。 アライグマについては、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、1,500頭を目標とする。 キツネについては、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、780頭を目標とする。 カラスについては、過去の捕獲実績を基に、1,500羽を目標とする。 キジバトについては、過去の捕獲実績を基に、1,300羽を目標とする。 タヌキについては、過去の捕獲実績を基に、280頭を目標とする。 ヒグマについては、出没個体数に応じて捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エゾシカ	1,800	1,800	1,800
アライグマ	1,500	1,500	1,500
キツネ	780	780	780
カラス	1,500	1,500	1,500
キジバト	1,300	1,300	1,300
タヌキ	280	280	280
ヒグマ	出没個体数に応じて捕獲する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は域内一円とする。 ヒグマに係る捕獲許可を北海道に申請する。 捕獲予定時期は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカは、4月から3月までとし、銃器、くくりわな、囲いわなによる捕獲とする。 ・アライグマは、4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。 ・キツネは、狩猟期間を除く4月から3月までとし、銃器、箱わな等による捕獲とする。 ・カラスは、狩猟期間を除く4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。 ・キジバトは、狩猟期間を除く4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。 ・タヌキは、4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。 ・ヒグマは、4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカの捕獲については、4月から3月までとし、銃器、くくりわな、囲いわなによる捕獲とする。しかし、散弾銃やライフル銃及び散弾銃以外の猟銃では有効射程距離が短い。エゾシカは体格が大きく、警戒心が強いため、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。</p> <p>ヒグマの捕獲については、4月から3月までとし、銃器、箱わなによる捕獲とする。しかし、散弾銃やライフル銃及び散弾銃以外の猟銃では有効射程距離が短い。ヒグマは体格が大きく、警戒心も強く、人への攻撃もあることから、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
夕張市全域、栗山町全域、由仁町全域	エゾシカ
由仁町全域	タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エゾシカ	—	—	—

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス キジバト タヌキ ヒグマ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理(農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地の間草刈の実施)、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証、囲いわなによる捕獲

令和3年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス キジバト タヌキ ヒグマ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理（農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証、囲いわなによる捕獲
令和4年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス キジバト タヌキ ヒグマ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理（農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証、囲いわなによる捕獲

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

各市町が定める「熊駆除に関する条例」又は、「鳥獣被害対策実施隊設置要綱」などにに基づき対処することとする。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については適切に処理する。エゾシカの場合は、食肉資源として有効活用を検討するが、条件が合致しない場合は廃棄物処分場にて処分する。ただし、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り現地にて埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの場合は、食肉資源として有効活用を検討する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南空知広域有害鳥獣被害防止対策協議会
--------	--------------------

構成機関・団体の名称	役割
栗山町、夕張市、由仁町、長沼町、南幌町	協議会の運営、関係機関との連絡調整、被害防止対策

そらち南農業協同組合、夕張市農業協同組合、ながめま農業協同組合、南幌町農業協同組合	被害防止対策、巡回パトロール、農業被害情報収集
(一社)北海道猟友会栗山支部、夕張支部	有害駆除の実施、個体数調整、一斉捕獲活動、生息・出没情報提供
(一財)栗山町農業振興公社、空知農業改良普及センター空知南東部支所、空知南西部支所	農業被害情報収集及びアドバイス

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局農務課	鳥獣被害防止対策事業の指導
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

	設立年月日	構成
栗山町	H24. 3. 19	町、(一社)北海道猟友会栗山支部
夕張市	H22. 6. 7	市、(一社)北海道猟友会夕張支部
由仁町	H24. 1. 1	町、(一社)北海道猟友会栗山支部
長沼町	H25. 6. 11	(一社)北海道猟友会栗山支部
南幌町	H26. 4. 1	町、(一社)北海道猟友会栗山支部

注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する法令等の遵守と安全確認を徹底することとし、事故の防止に努めるものとする。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。